

第 19 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 31 年 1 月 25 日 (金)
- 2 開閉時間 午後 4 時 30 分時開会 午後 5 時 15 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人
1 番 小原孝志 2 番 畑山一郁 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄
5 番 佐々木辰善 6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁
9 番 小川一也 10 番 山崎禎彦 11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光
13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 11 番 斉藤哲子、12 番 北村浩光
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第 3 号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第 4 号 土地の現況証明書の交付について
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の要請について

10 議事録本紙

議長

これから、第19回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、11番委員、12番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第5報告第4号「土地の現況証明書の交付について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案2頁をご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案3頁から8頁までをご覧ください。

番号が14番から17番の4件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

位置図は9頁から17頁までに載せてありますので、ご確認願います。

続きまして、議案18頁をご覧ください。

報告第2号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第1項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の4の(4)①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案19頁、20頁をご覧ください。

番号が23番から26番までの4件の申請がありました。

全て、更新に伴い意見を求められた内容でございます。

続きまして、議案22頁をご覧ください。

報告第3号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は23頁、24頁をご覧ください。

先ほど、報告第2号で意見した更新による4件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知の記載のとおりです。

続きまして、議案 26 頁をご覧ください。

報告第 4 号「土地の現況証明書の交付について」です。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の 4 の第 4 項の規定による土地の現況証明願書の提出があり、別紙のとおり証明書を交付したので報告します。

議案は 27 頁、28 頁をご覧ください。

番号が 8 番で 1 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。

位置図は議案 29 頁に載せてあります。

なお、この現況証明書の交付は、平成 24 年 1 月に非農地判断した経緯があり、平成 30 年 12 月 26 日付けで交付しましたので、報告します。

報告について以上です。

議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員

無しの声

議長

無ければ、次の日程に入ります。

議長

続きまして、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 30 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 31 頁、32 頁をご覧ください。

番号が 51 番の 1 件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、各番号の備考欄に記載のとおりあっせんによる解約です。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し期限が 6 か月以内であるかの確認については、今回の 1 件について、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長

はい、議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 それでは、日程第7議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案34頁をご覧ください。
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。
農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利移転に係る許可の可否について審議を求めます。
議案は35頁から38頁までで、番号が13番の1件の許可申請がありました。
土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格又は賃貸料につきましては、議案に記載のとおりです。
位置図は39頁から42頁までに載せてありますのでご確認ください。
13番については、XXXXXXXXXXの後継者移譲に伴い、息子さんであるXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXへの使用貸借です。
13番の農地法第3条の許可要件については、議案43頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。
説明は以上です。

議長 はい、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。
質疑ございませんか。

7番委員 登記地目が、宅地や山林で現況が田の土地がありますが、許可の該当でいいのですか。

事務局長 農地法上現況が農地であれば、農地として取り扱います。
そのため、登記地目が山林であっても使い方が田である場合は、農地法のくくりに入るため、許可の範囲に入ることになります。

議長 他にありますか。

委員 無しの声
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請につい

て」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第8議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案44頁をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は45頁、46頁になりますのでご覧ください。

番号が18番の1件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、47頁に記載していますのでご確認ください。

また、48頁に調査書を載せてありますので、ご確認願います。

この案件につきましては、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明をお願いします。

2番委員 あっせん開始が12月5日、終わりが1月8日で回数が5回です。

価格は、農業委員会で評価した1割減で成立しています。

議長 はい、議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長 「次回の定例会について」ですが、2月25日月曜日、16時からとじていますが、よろしいでしょうか。

委員 無しの声

事務局長 第20回定例会は、2月25日月曜日、16時から定例会でよろしく願います。

事務局長 2の農地移動適正化あっせん経過報告についてです。

青の付箋がついた、あっせんの経過報告の書類で、継続となっている案件の進捗状況について、担当の委員さんから報告をお願いします。

議長 8番です。

3番委員 継続です。

議長 11番です。

13 番委員 継続です。
 議長 12 番です。
 7 番委員 継続です。
 議長 13 番です。
 16 番は継続です。
 13 番委員 継続です。
 議長 21 番です。
 5 番委員 継続です。
 議長 24 番です。
 9 番委員 賃貸です。
 議長 30 番です。
 4 番委員 継続です。
 議長 33 番は継続です。
 34 番です。
 13 番委員 継続です。
 議長 39 番です。
 13 番委員 継続です。
 事務局長 引き続き 40 番、41 番、43 番のあっせん委員の指名についてよろしくお
 願いします。
 議長 私が指名してよろしいですか。
 委員 異議なし。
 議長 40 番は北野の委員さんで、41 番は、9 番委員、12 番委員、43 番も北野
 の委員さんでお願いします。
 事務局長 今発表したものを今配布していますので、ご確認お願いします。
 事務局長 3 の農業委員会活動記録簿についてですが、集計のほうが終わりました
 ので、お返しします。
 3 月まで活動した内容について、記載していただきたいと思います。
 次は 3 月の定例会で回収させていただきます。
 議長 それでは、以上をもって第 19 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。